

知的財産権の活用推進、人材・技術等の資源の有効活用による産地ブランドの確立

我が国の農業・食品産業の国際競争力の強化を図るため、農業・食品産業の密接な連携の下、付加価値の高い商品開発の推進から新品種等の知的財産権の保護に至るまで、産地ブランドの強化策を一体的に推進。

強い農業づくり交付金 64,330(0)百万円の内数
その他 744(460)百万円

1. ポイント

我が国の農産物・農産物加工品の競争力強化のためには、農業・食品産業が連携しつつ、高い技術力を活用して消費者ニーズを充足する商品を開発し、産地ブランドの強化を図ることが課題。

このため、地域における農業と食品産業の連携関係（食料産業クラスター）の形成を支援するとともに、地域の農産物を活用した高付加価値商品の実用化による産地ブランドの確立を推進。また、産地振興の核となる新品種やブランド等の知的財産権の保護の強化を推進。

2. 主な事業内容

(1) 産地ブランドの生成のための技術開発支援 321(234)百万円

食品産業と生産者の連携強化を図り、産地ブランドを生成するため、民間企業等に対して幅広く提案公募を行い、国産農産物の機能性を利用した加工食品の創出等の実用化のための技術開発を支援。

(2) 産地ブランドの確立のための食料産業クラスターの形成等

(強い農業づくり交付金)

その他 250(206)百万円

- 地域の技術、人材等の産地ブランドの確立に必要な資源を効率的に活用する食料産業クラスターの形成を支援するとともに、食品産業と農業の連携による地域食材を活用した新商品の開発、販路開拓等を人材育成や食品加工施設等の整備等を通じ推進。
- 多様な消費者・実需者ニーズに対応するため、産地に適合する新品種の導入や農畜産物の高品質・高付加価値化のための生産システムの導入等を推進。

(3) 産地ブランドの保持のための新品種等の権利保護

(強い農業づくり交付金)

その他 173(20) 百万円

新品種を核とした産地振興を支援し、我が国農林水産業の競争力の強化を図るため、国内外の権利侵害情報の収集・提供等を行う「品種保護Gメン(仮称)」の設置、DNA品種識別技術の実用化促進や海外における我が国育成品種の権利侵害への対応マニュアルの作成等を実施。

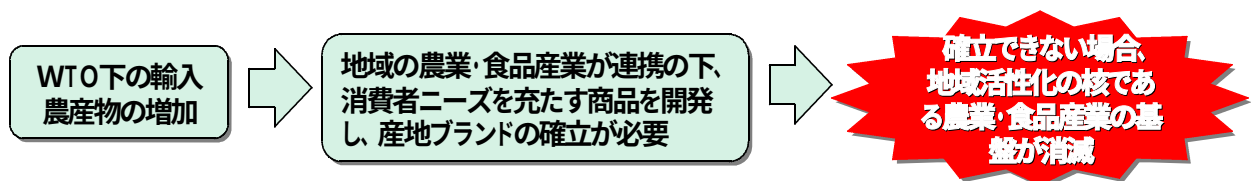
また、地域伝統ブランド食品に係る地理的表示(GI)の普及・定着を推進。

3. 事業実施主体

地方公共団体、民間団体等

[担当窓口課：総合食料局流通課(03-3502-8236(直))]

知的財産権の活用推進、人材・技術の有効活用等による産地ブランドの確立



産地ブランドの確立の過程



一体として推進

技術開発支援

- 国内産農産物を利用した加工食品の創出等の実用化のための技術開発(民間等からの提案公募型)

事業化の支援

- 食料産業クラスターの形成及び農業と食品産業との連携による販路開拓
- 産地による新品種の導入、高品質化等のための生産システム導入

知的財産権の保護

- 国内外の新品種権利侵害情報の収集・提供及び海外における新品種権利侵害への対応マニュアル作成
- 地域伝統ブランドの地理的表示の普及等